

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和3年4月1日(2021.4.1)

【公開番号】特開2019-72251(P2019-72251A)

【公開日】令和1年5月16日(2019.5.16)

【年通号数】公開・登録公報2019-018

【出願番号】特願2017-201197(P2017-201197)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 0 4 D

【手続補正書】

【提出日】令和3年2月19日(2021.2.19)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

所定の光源と、

前記所定の光源の光が透過可能な第1透光部材と、

前記第1透光部材とは異なる第2透光部材と、を備え、

前記第1透光部材および前記第2透光部材はいずれも板形状であり、

前記第1透光部材には、前記所定の光源からの光を入射可能な第1面と、当該第1透光部材内を透過した光を外部に出射可能な第2面と、があり、

前記第2透光部材には、前記第2面から出射される光を透過可能な透過部があり、

前記第2面は、前記第2透光部材の特定面と対向し、

前記所定の光源が発光している場合には、当該所定の光源からの光が前記透過部で一様に認識されることを特徴とする遊技機。

【請求項2】

請求項1に記載の遊技機であって、

前記第1面とは、前記第1透光部材の1つの端面であり、

前記第2面とは、前記第1面とは異なる前記第1透光部材の1つの端面であることを特徴とする遊技機。

【請求項3】

請求項1又は請求項2に記載の遊技機であって、

所定の光源には、前記第1透光部材の前記第1面に光を入射可能な第1光源と、前記第2透光部材に光を入射可能な第2光源と、があり、

前記所定の光源として前記第1光源が発光している場合には、当該第1光源からの光が前記透過部で一様に認識されることを特徴とする遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 6

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 6】

本発明の遊技機は、

所定の光源と、

前記所定の光源の光が透過可能な第1透光部材と、

前記第1透光部材とは異なる第2透光部材と、を備え、

前記第1透光部材および前記第2透光部材はいずれも板形状であり、

前記第1透光部材には、前記所定の光源からの光を入射可能な第1面と、当該第1透光部材内を透過した光を外部に出射可能な第2面と、があり、

前記第2透光部材には、前記第2面から出射される光を透過可能な透過部があり、

前記第2面は、前記第2透光部材の特定面と対向し、

前記所定の光源が発光している場合には、当該所定の光源からの光が前記透過部で一様に認識されることを特徴とする。